

## その他の人権課題

その他の人権課題として、6つの課題を取り上げています。課題の中には、政治的に未解決な問題や現在法整備の過程にあるものも含まれているため、各人権課題の現状と関連法令などの提示にとどめています。

指導者は、平素から人権にかかわる国内外の動向に关心をもち、様々な人権課題に関する認識を深めることができます。指導者自身が、人権課題について十分研修を行い、生徒や学校、地域の実態を十分把握したうえで、教育の中立性・主体性に配慮しながら、計画的・総合的に指導することが大切です。

### 1 刑を終えて出所した人

「刑を終える」とは、法律で定められた刑罰を終え、それ以上の刑はその後に科されないとすることである。「刑を終えて出所した人」が社会に受け入れられないということは、その人が法律で定められた以上の刑罰を継続して受けていることになる。しかし、現実には、刑を終えて出所した人やその家族などに対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識がある。そのため、就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって極めて厳しい状況がある。刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活ができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要である。

- 更生保護法〔平成 19(2007)年〕
- 「社会を明るくする運動」(国による啓発活動)

### 2 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、「犯罪被害者等」に対する配慮と保護を図るために諸方策を講じることが課題となっている。「犯罪被害者等」は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいる。さらに、追いかけるように、興味本位のうわさや心ない中傷、マスメディアの過剰な取材による私生活の平穀の損害など、二次的な被害を受けることがある。犯罪被害者やその家族は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提訴及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りをせざるを得ない場合が少なくない。

- 犯罪被害者等基本法〔平成 16(2004)年〕
- 「犯罪被害者等基本計画」〔平成 17(2005)年〕
- 兵庫県「地域安全まちづくり条例」〔平成 18(2006)年〕

### 3 精神障害者

「精神障害者」とは、総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有する者をいう。精神障害の特性として、能力障害（活動の制限）はなくとも、疾病を患ったという経験があるだけで、社会的不利（参加の制約）を受けるといわれている。精神疾患有する国民の理解は十分ではなく、いまだに「精神障害者」に対する偏見や差別が指摘されている。

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〔平成 22(2010)年改正〕
- 「こころのバリアフリー宣言」〔平成 16(2004)年〕

#### 4 性同一性障害者

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しないため、自分の性別に違和感をもち、社会生活に支障がある状態のことをいう。性同一性障害の人々に対する理解が不十分であるため、偏見や差別があり、課題となっている。

- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律〔平成 20(2008)年改正〕
- 「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」

[平成 22(2010)年 文部科学省通知]

#### 5 人身取引（トラフィッキング）

人身取引とは、誘拐など何らかの強制的な手段で、女性や子どもなど、弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ搾取することをいう。「人身の自由」は、人権保障の中で最も基本的なものであり、強制労働、性的搾取、臓器摘出などを目的とした人身取引は重大な犯罪であり、深刻な人権問題である。アジア地域では人身取引が頻発しており、平成 21 年度、法務省入国管理局が人身取引の被害者として保護の手続きを執った外国人は 20 名（全員女性）であった。

- 「人身取引対策行動計画 2009」〔平成 21(2009)年〕
- 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」〔平成 12(2000)年 国際連合総会採択〕

#### 6 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

拉致問題は、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に明記されているように、「北朝鮮当局による国家的犯罪行為」「北朝鮮当局による人権侵害問題」であり、絶対に許されるものではない。その解決は、「喫緊の国民的課題」であり、国民の关心と認識を深めることが極めて重要な問題である。

- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律〔平成 18(2006)年〕
- 「村山富市首相談話」〔平成 7(1995)年〕
- 「日朝平壤宣言」〔平成 14(2002)年〕
- 北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」（政府 拉致問題対策本部企画・制作）



#### «緊急アピール [平成 14(2002)年] »

##### 緊急アピール

このたび、歴史的な日朝両首脳会議の結果、「日朝平壤宣言」が発表され、日朝両国間の関係が大きく前進し始めたことは意義深いこと思います。

しかしながら、拉致問題に関する無惨な結果は予想だにせず、長きにわたりひたすら無事の帰国を待ち焦がれてきたご家族及び関係者の気持ちを察すると、誠に残念で痛恨の極みであります。

一方、拉致問題の事実が判明して以来、日本国内において、朝鮮学校やその生徒に対する脅迫や嫌がらせなど、人道上あってはならない、そして人として恥ずべき事件が発生しており、誠に残念でなりません。

兵庫県では、外国人県民にとって暮らしやすく活動しやすい、国際性豊かな地域づくりに取り組んでいるところです。また、阪神・淡路大震災の際には、国籍・民族を超えて助け合う姿が被災地の各地で見られるなど、日本人と外国人との良好な関係が築き上げられるとともに、兵庫県民の助け合いのこころが広く内外に認められたところです。

このようなときこそ、互いの人権を尊重し、共に支え合いかながら、「世界の人と共に生きる国際性豊かな社会の実現」に向けて、兵庫県民の良識ある行動を切に願うものであります。

平成 14 年 10 月 1 日

井戸 敏三  
武田 政義  
兵庫県知事  
兵庫県教育長  
西門 義博  
兵庫県私学総連合会会长  
兵庫県外国人学校協議会会长  
(財)兵庫県国際交流協会理事長  
林 同春  
井戸 敏三